

東都生活協同組合のご利用（共同購入事業）に関する規則

（目的）

第1条 本規則は、東都生活協同組合（以下「当組合」という。）における共同購入事業の利用と利用方法及び事故発生時の処理を定める。

2 当組合の共同購入事業の利用は、組合員にお届けする商品案内から注文を受け、注文された商品を組合員が指定する場所にお届けするシステムをさす。お届け方法は、個人宅配、2人以上の共同購入班への配達などとなる。

3 当組合の商品を利用する組合員は、本件の内容を確認・同意の上、申し込むものとする。

（共同購入事業の利用条件と利用代金の支払方法）

第2条 利用代金の支払いについては「商品など利用代金支払規則」に基づくものとする。

2 利用代金・手数料等の支払いを遅滞している組合員と生計を共にする方は、共同購入事業の利用をお断りすることがある。

（共同購入事業の利用停止と利用再開）

第3条 利用停止とは、共同購入事業の商品案内又は商品のお届けを停止することをさす。組合員が利用停止を希望される場合は当組合に連絡する。

2 組合が定める期間連続で商品利用がない場合は、商品案内・OCR注文書等のお届けを停止する。再開を希望される場合は当組合に連絡する。

3 当組合が供給業務上不適切な事態が想定されると認めた場合、利用停止の措置を取る場合がある。

（商品のお届け）

第4条 商品は決まった曜日にお届けする。利用方法は、個人宅配、2人以上の共同購入班への配達などとなる。

2 商品お届け曜日・時間は原則として当組合が定めるものとする。

3 商品のお届け場所は、個人又は共同購入班とあるが、あらかじめ確認した場所（指定場所）とする。変更がある場合には、事前に当組合に連絡する。

4 商品はお届けにより、所有権は組合員へ移転するものとする。

5 商品お届け時に組合員が不在の場合は、あらかじめ確認した場所（指定場所）に商品を留め置くものとし、原則、持ち帰りや再配達は行わない。その場合、あらかじめ確認した場所（指定場所）に留め置きした時点で商品の所有権が組合員へ移転したものとし、その後の事故につ

いて相応の事情がない限り当組合が責めを負わないものとする。なお、当組合は商品保管に使用するセキュリティツールの貸与を組合員の申し出により応じるものとする。

（商品のお届けができない場合）

第5条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合又は注文数量が予定を上回ったことなどにより、商品を注文どおりお届けできない場合は、お届け日の変更、お届けの中止又はお届け数量の削減又は当組合が定めたルールによる代替品をお届けする場合がある。これらの事情については、お届け日に文書等をもってお知らせするものとし、返金などが発生する場合には、当組合の定めにより返金処理を行うものとする。

（商品の返品）

第6条 お届けした商品が不良又は商品案内と相違している場合、当組合は良品との交換又は返金（請求訂正）を行う。

2 食品、開封後の書籍・CD/DVD/ブルーレイ等、各種チケット類、工事付き商品、園芸商品（資材・機材除く）、コープ化粧品（未開封のシュリンク商品、バージンシール付き商品除く）、パーソナル関連商品、季節商品（お飾り等）等の良品については原則返品できない。その他の商品については、未開封に限り、商品のお届けから2週間以内に限り返品することができる。

（改 廃）

第7条 本規則の改廃は、理事会で行う。

（附 則）

- 1 本規則は、2013年10月24日に制定し、同年11月21日より施行する。
- 2 本規則は、2013年11月21日に改正し、同日より施行する。
- 3 本規則は、2017年10月19日に改正し、同日より施行する。